慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

| | |
|---|---|
| Title | 他人の財産の管理 :<br>他人の財産上の権限の行使を規制する法的制度の法典化について |
| Sub Title | L'administration du bien d'autrui ou la codification du régime juridique gouvernant l'exercice de pouvoirs sur les biens d'autrui |
| Author | Cantin Cumyn, Madeleine(Ko, Hidenari)<br>髙, 秀成 |
| Publisher | 慶應義塾大学大学院法務研究科 |
| Publication year | 2012 |
| Jtitle | 慶應法学 (Keio law journal). No.22 (2012. 3) ,p.185- 200 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 講義 : 2011年度大陸法財団寄附講座「財産の管理・運用」 |
| Genre | Departmental Bulletin Paper |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20120316-0185 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

講義
2011年度大陸法財団寄附講座「財産の管理・運用」

# 他人の財産の管理

## ――他人の財産上の権限の行使を規制する法的制度の法典化について――[1)]

マドレーヌ・カンタン・キュマン[2)]
髙　　秀　成／訳

Ⅰ　委任、信託、他人の財産の管理
Ⅱ　主観的権利（droit subjectif）と権限（pouvoir）の関係
Ⅲ　私法上の権限の分類
Ⅳ　〔信託を例とした〕他人の財産の管理に関する法的制度の検討
　A　受託者の権限の範囲
　B　受託者の義務
　　1　権限の行使における思慮分別・注意義務の射程
　　2　忠実義務
　　3　その他の義務
　C　受託者の違反行為に対する救済方法

## Ⅰ　委任、信託、他人の財産の管理

大陸法の伝統は、イギリス法と比較して、他人の財産の管理に適用される諸規範についてさほど関心を払っては来なかった。他方、イギリス法はとりわけ信認義務（*fiduciary duties*）の概念とともに、〔他人の財産の管理について〕関心を

1）本講演は、2011年度大陸法財団寄付講座の一環として、2011年11月７日に慶應義塾大学法科大学院において開催されたものである。
2）マギル大学名誉教授（同大学法学部ウェインライト民法講座）。

払ってきた。また、トラスト（*trust*）のような制度を欠いていたため、他人の財産の管理に関する諸規範を検討する必要はあまりなかった。後見人、保佐人、遺言執行者などによって遂行される法律行為の効力を決定するためには、委任の規定を参照することで十分であると思われていた。これらの各制度を規律する個別の規定は、提起されるいくつかの問題に十分に答えるものであった。20世紀の間にますます多くの種類の管理方法が登場し、それらはしばしばより複雑で長期間に亘るものであり、単に委任の規定を参照するだけでは適切な解決を得られないものとなってきた。これらの新たに生じた管理方法は、ケベックの委任が対象とする任意代理の範囲には入りきらない。つまり、委任契約に含まれているいくつかの要素は〔これらの管理方法には〕適用できないのである。ここでは、とりわけ受任者の権限の範囲を限定的に解釈する規定、契約継続期間内においていつでも任意に委任を撤回できるという委任者の権利、受任者の権限の行使を統制し監督する明確な仕組みの欠缺、などを挙げておこう。

ケベック法は、非常に早い時期から実定法における欠缺と見られる事態に直面していた。つまり、トラストの受容によって、委任と性質決定することが容認できない種類の管理の存在が明るみになっていたのである。加えて、受託者の地位を説明するために提唱された特別な（*sui generis*）所有権という概念は支持を得ることができなかった。そのため、また別の解決法が見出される必要があったのである。簡潔ではあるが、以上が、ケベック民法典において他人の財産の管理（administration du bien d'autrui）と題される章[3]が設けられた背景である。特に、この一群の規定の適用は、受託者に帰せられた他人の財産の管理人という資格[4]を基軸に編成されている。従って、この規定群は信託の章[5]

3）ケベック民法典第1299－第1370条。これら規定の包括的な検討については、Madeleine Cantin Cumyn, *L'administration du bien d'autrui*, dans le Traité de Droit civil sous la dir. de P.-A. Crépeau, Montréal, Les Éditions Blais, 2000を参照。

4）ケベック民法典第1278条。

5）ケベック民法典第1256－第1298条。

を補完するものとしても機能する。しかしながら、他人の財産の管理の章が設けられた実益は、単なる信託という文脈にとどまるものではない。他人の財産の管理の章は、ある者が自分のものとは別の資産（patrimoine）に効力を生じる法律行為を行う権限が授与された場合において参照されるべきカテゴリーとして、委任の代わりとなるものを提供する。つまり、この章は他人の財産に行使される権限を規制する一般的な法的制度を定めたものである。委任はどうなるのかと言うと、法律行為についての代理権限を授与する契約としての役割を維持することとなる[6)]。

## Ⅱ　主観的権利（droit subjectif）と権限（pouvoir）の関係

他人の財産の管理の章に定められた規定のうち、その多くは決して新たなものではない。これら規定は、他人のために管理がなされる数多くの個別のケースに適用される法的制度から抽出されたものである。しかしながら、これら規定がひとまとまりに再編成され、法典化されるということは、権限（pouvoir）の行使と権利（droit）の行使との間を隔てる乗り越え難い壁が存在することを示している。信託的所有権（propriété fiduciaire）という考えを拒絶した際に直観的に感づいていたことが明らかになったのである。民法において、受託者は権利（droit）を行使するものではなく、受託者に託された財産上の権限（pouvoir）を行使するのである。従って、権限の行使には、権利の行使、特に所有権の行使には通常課せられることのないような義務および拘束が課せられることとなる。

他人の財産の管理に関する諸規定を法典に定めることにより、権限および権利の間の本質的な違いが明かになるというメリットは、決して小さなものではない。権限（pouvoir）とは、他人の利益のために、あるいは目的の達成のために授与される特権である。主観的権利（droit subjectif）とは、その保持者

6）ケベック民法典第2130条。

（titulaire）に自己のために利益を帰属させる特権である[7]。確かに、これらの特権はいずれも、ある行為者〔のなした一定の行為が〕が法的状況において認められるための資格を〔当該行為者に〕付与するという性格を共に持ち合わせている。これらの特権は二つながらに自律的に拘束力を有する法律行為を行うことを可能にするものである。しかし、主観的権利とは根本的に区別されるところの権限の概念と目的性（finalité）とは不即不離の関係にある。権限の目的性は、固有の法的規範を定め、権限の行使を規制するものである。目的性を遵守することは権限の行使することにより遂行された法律行為の有効性を確保するために必要なことである。財産上の権限の行使に固有の法的規範こそ、他人の財産の管理の章において規定の対象とされているものである。

他人の財産の管理人という資格は、必ず法的権限の行使を伴っているものである。他人の財産の管理の規定が受託者に適用されることにより、かつて主張されていたような、受託者が信託資産に含まれる財産について、たとえその性質が何であろうと、「権利」を有しているという考え方は決定的に排斥されることになる[8]。法的権限は、主観的権利よりもむしろ、イギリス法伝統におけるコモン・ロー上の権原（*legal title*）に相当する民法上の概念と言えるだろう。他人の財産の管理人という資格を受託者に認めることにより、信託財産（biens de la fiducie）が受託者の固有資産に組み入れられてしまうというリスクを排除することもできる。従前においては信託的所有権者（propriétaire fiduciaire）という資格とは関係づけることができなかった多様性に富んだ救済方法が考えられるようになった。これらの救済方法は、イギリス法伝統におけるエクイティ上の権原（*equitable title*）を通じて生成された救済方法と堂々と肩を並べることができるものである。権限の行使を規制する法的制度を略述するに

7）大陸法伝統における権限の概念の起源および位置付けについては、Madeleine Cantin Cumyn, « Le pouvoir juridique », (2007) 52 R.D. McGill 215-236もしくは « The Legal Power », (2009) 17(3) *ERPL* 345-366を参照。また E. Gaillard, *Le pouvoir en droit privé*, Paris, Économica, 1985も参照されたい。

8）ケベック民法典第1261条。

先立ち、この〔権限という〕特権の基本的な分類について言及すべきであろう。

## Ⅲ　私法上の権限の分類

権限の定義によって、目的性こそ、この法的特権に特有の要素であることが示されている。従って、権限の目的の決定は必要不可欠なものである。まず第一に、目的に応じて、権限は、代理権限、または、代理を伴わない権限もしくは固有の権限のいずれかに分類されることが要請される。代理権限は本人の利益の追求を唯一の目的とする。〔委任における〕受任者のほか、後見人および保佐人の権限は代理権限である。固有の権限は、財産の保持者の利益の追求とは別の企図により帰属せられる。固有の権限の目的は多様であり、財産の保持者とは別の者の利益も含みうる。遺言執行者、受託者、不分割財産の管理者、そして法人の機関の権限が、このカテゴリーに属する[9)]。

## Ⅳ　〔信託を例とした〕他人の財産の管理に関する法的制度の検討

ここでは受託者に適用される場合を念頭に説明するが、まず、他人の財産の管理に関する法的制度は受託者の権限の範囲を決定する方法をも包含しているものであり、そこでは受託者が遵守すべき本質的な義務が定められている。この義務の違反に対する制裁は、明示的に規定されているか、あるいは一般法から生じることとなる。

### A　受託者の権限の範囲

一般的に委任者によって授与された権限の範囲が限定的に解釈されることが予定されている委任の制度とは異なり、他人の財産の管理の制度において、権限の範囲は単純管理（simple administration）および完全管理（pleine adminis-

9）権限の分類につき、Cantin Cumyn, *op. cit., supra* note 3, n$^{os}$ 109-150を参照。

tration）という分類に従って決定される。民法典は許容される行為の一覧表を設けてはいない[10]。むしろ、各管理がいずれの分類に属するかが管理固有の目的に応じて決定される。単純管理は、受益者が保護されることを重視して、財産の価値を維持し、保全することを目的とする。完全管理は、より積極的な管理を規定している。完全管理においては、財産の価値の保全のほか、受益者の利益もしくは信託の設定目的の実現のためにそれが望まれる場合には、財産の運用について利潤を生みだすことや、財産の価値を増殖させることが目的として加わることとなる。単純管理においては、その保全的な性質ゆえ、債務を履行するためや、財産の使用、価値の維持にとって必要な場合にしか財産を譲渡する権限は認められておらず、それも裁判所の事前の許可にもって初めて可能となる。完全管理においては、管理をより効率的なものとするために、財産を有償で処分するために許可を得ることは必要とされていない[11]。ケベック民法典は受託者に完全管理を認めている[12]。従って、受託者にはより広範な権限が与えられている。受託者は、充当目的の達成のために自らが適当と考えるところの判断に従って、自律的な方法でこれら権限を行使する。無償行為、贈与、十分な反対給付を欠く放棄、資産の価値を減ずるその他の行為だけが受託者に禁じられている[13]。信託の設定者は、信託が法律により設定された場合と同じく、権限の範囲を変更することが可能である。例えば、設定者は受託者を単純管理に服せしめることが可能であり、受託者に特定の行為を禁ずることも、特定の財産について現物のまま保存することを義務付けることも可能である。原則として、受託者の職務には報酬が支払われる[14]。

---

10）ケベック民法典第1301－第1307条。

11）Cantin Cumyn, *op. cit., supra* note 3, n$^{os}$ 186-210において、単純管理および完全管理の区別についてより包括的な検討を行った。

12）ケベック民法典第1278条。

13）ケベック民法典第1315条。無償行為の禁止については、Cantin Cumyn, *op. cit., supra* note 3, n$^{os}$ 211-218を参照。

14）ケベック民法典第1300条。また、Cantin Cumyn, *idem*, n$^{o}$ 181を参照。

### B　受託者の義務

受託者は、あらゆる他人の財産の管理人と同じく、思慮分別（prudence）と注意（diligence）をもって行動すべき義務および忠実義務を負う[15)]。これらの義務は権限の概念と切り離して考えることはできない。受託者が設定者からこれらの義務を免除してもらうことは認められない。

#### 1　権限の行使における思慮分別・注意義務の射程

受託者が、同様の状況にある慎重な管理人が行う行動と比較して相当する行動を行ったのであれば、適切な能力を発揮したとされる。従って、管理人が専門家である場合に適用される基準は、特に専門化していない受託者に適用される基準に比べて、より厳格なものとなる。受託者の思慮分別・注意義務（l'obligation de prudence et de diligence）は受託者に次のような行為を義務づけるのである。とりわけ、財産の保全、維持、収益をもたらさない財産の売却の実行、流動性を有する資金の投資などである。受託者に要求される能力水準は遂行されるべき事務の複雑さに応じて変化する。思慮分別・注意義務は手段債務としての性質を有している。

ここで、受託者の思慮分別・注意義務は、その権限の行使において、自己のために行動する合理人を基準とする思慮分別・注意義務と異なるのであろうか、という疑問が提起されるであろう[16)]。これに対しては、「異なる」と答えられる。管理人の義務は自己の事務を行う場合の合理人に期待される注意と思慮分別とは異なるのである。既に述べたとおり、権限は常に目的（but）の達成のために授与されるものである。そのため、受託者はこの目的または充当目的（affectation）を実現するために十分な手段を尽くさなくてはならないということとなる。受託者の行動は、同一の状況のもとで、他人のため、あるいは自己の利益とは別の利益のために行動する者一般に期待される行動に照らし相当である場合において、思慮分別および注意を備えたものであると判断される

15）ケベック民法典第1309条。
16）ケベック民法典第1457条。

であろう。受託者の行動が、権利を行使する者、あるいは自己の利益のために行動する者の行動との比較のもと判断されることはない。権利の行使〔する者の行動〕が思慮分別があるものと判断される水準は、一般的にさほど高くない。さらに、達成されるべき目的により着手することが要請される以上、権限の不行使は受託者の思慮分別義務の違反となる。最後に、権限は、それが授与された者の自由裁量で行使されることはなく、権限の範囲内で行われた決定も裁判所によるコントロールの対象となる。

かつて、受託者は所有権者として考えられることもあったが、受託者の法的地位は、所有権者とは大きく異なるものである。所有物の管理の懈怠、あるいは所有物について収益をもたらさないままにしておく行為によって、所有権者が非難されることは、ごく例外的にしかありえない。一般的に、これらの懈怠や行為が裁判所の判断による制裁の対象となることはない。所有権者による所有物の用法が〔近隣妨害もしくは生活妨害などの〕ニューサンスあるいは権利の濫用をもたらす場合についてのみ、裁判所が介入することとなる。権限の概念は、判例法理に示されているような受託者の行動の評価の在り方を著しく改変するものである。裁判所は歴史的に害意あるいは詐害（fraude）についての証明を欠くということから、フォート〔非行〕ある管理について制裁を加えることを躊躇してきた。裁判所によって採用されていた解決は、本来、主観的権利の濫用について適用されるものであった[17)]。

### 2　忠実義務

他人の財産の管理人の注義務は、その者に帰属せられた権限の目的性を尊重する義務から成るものである。受託者は代理人ではない。受託者は、固有の権限を有するのであり、その目的は、信託財産の充当目的を達成するというものである。まず第一に、この充当目的は信託の設定行為によって定められる。また充当目的はその原因となった信託の類型からも生じる。例えば、無償の信託は恵与の意図、あるいは慈善事業を遂行することを目標とする。有償の信託

17）管理人の思慮分別・注意義務について、より進んだ検討については、Cantin Cumyn, *op. cit., supra* note 3, n$^{os}$ 269-281を参照。

は、出資者への定期的な支払いがなされる受益証券発行信託や、退職年金の支払いのために一定の収益を生み出す年金基金などのように、金銭的利益を与えるための財産管理を組織する。

利益相反に関するいくつかの規定は忠実義務の性質を明確にするものである[18)]。とりわけ、忠実義務によって、受託者が個人的利益、あるいは、達成されるべき意図や目的とは無関係な第三者の利益のために権限を行使することが禁じられる。受託者は個人的な利益と受託者としての義務との間に衝突が生じるような状況に自らを置くことを避けるべきである。衝突を生じる可能性がある場合には、ある事業における個人的な利益を開示しなくてはならない。受託者は、個人的に信託財産が対象となる契約の当事者となってはいけない。受託者は信託財産を個人的な利用に供してはならず、その管理の範囲において入手した情報を個人的に利用してはならない。受託者は、信託について複数の受益者が存する場合においては、それぞれを公平に扱わなくてはならない。〔具体的には、〕信託の設定行為において反対の定めがない限り、受託者が行う投資の選択において、また収益と資本それぞれに対する収入と支出の割り付けにおいて、各受益者を公平に扱うことが要請される[19)]。

### 3　その他の義務

受託者によって財産上の権限が行使される場合に典型的に適用されるその他の義務は、忠実義務から生じる。この管理人に適用される第一の義務は、自己の財産と他人のために管理している財産との間のあらゆる混同を避ける義務である[20)]。管理されている財産は常に十分に識別可能でなくてはならない。受託者が職務に就いている間は、信託資産（patrimoine de la fiducie）が首尾一貫したものとして確保すべく目録の作成が要求されることとなる。財産の管理人の第二の義務は、その管理に関して情報を提供する義務である。受託者は年次

18）ケベック民法典第1310－第1314条。
19）ケベック民法典第1317条・第1345条。
20）ケベック民法典第1313条。

ごとに信託の受益者に報告する義務を負う[21]。信託が終了したときにはその管理についての最終的な計算報告を行い、権利を有しているしかるべき者に財産を返却しなくてはならない[22]。

### C　受託者の違反行為に対する救済方法

第一日目の講演〔本誌掲載の「ケベック信託――大陸法伝統における特異な制度――」〕で述べたように、信託を導入した最初の立法のもとにおいては、受託者による背信行為があった際に行使されうる救済方法如何の問題についての対応は不十分なものであった。受託者は信託財産（biens de la fiducie）の所有権者であることを主張する見解が支配的であったため、受託者による管理が司法上の統制に服するか否かさえ議論の対象となっていた。同じく、受託者に対して救済手段を行使する資格を有する者に関する問題も議論されていた。設定行為において定められた給付の債権者として、受益者のみが受託者に対して訴訟を提起するために十分な資格を有しているように考えられていた。財産の横領、設定者の意思を実行することの拒絶あるいは懈怠、害意あるいは詐害（fraude）などが存する場合についてだけ、いくつかの保全的な性質を有する救済手段を行使できる。

ケベック民法典のもとにおいては、法的環境は全く異なる。信託を定める章は受託者の管理を監督し、コントロールする方策を定めている[23]。これらの方策の利用が認められる者のグループは広く定められている。〔当該グループには、〕設定者およびその相続人、受益者、公的管理官（curateur public）、あるいは受益者がまだ定められていない場合に設定者によって特別に指定された保佐人などが該当する。有償の信託において有価証券の発行がなされる場合には、ケベック州金融市場監督局（Autorité des marchés financiers）といった、法律によって指定された機関も含まれる。受託者に義務の履行を強制する命令

21）ケベック民法典第1351条。
22）ケベック民法典第1363条・第1365条。
23）ケベック民法典第1287－第1292条。

や、損害を与える行為の禁止命令を〔裁判所から〕得ることが特別の救済方法として認められている。与えられた権限を踰越する行為、忠実義務に反する行為あるいは詐害の意図をもってなされた行為について無効を主張することができることや、受託者の解任請求ができることも、救済手段の一式のなかに加えられるであろう。これらの救済手段は、権限の行使についてのコントロールの手段を確保するために用意されたものであり、〔信託のほか〕その他あらゆる類型の他人の財産の管理人をも対象としうるものである[24)]。

他人の財産の管理の制度は財産上の権限の行使を対象とすることは明白である。明かに、これらの規定のいくつかは財産管理（gestion de bien）にしか適用されない。このことは、単純管理と完全管理の区別、財産目録、財産の識別、投資に関する規定についても同様である。また、財産管理のために設定された諸規範においては、法的権限の定義から導かれる本質的な義務が定められていることが見出される。思慮分別・注意義務および忠実義務は、そのような義務としての性質を有する。それゆえ、他人の財産の管理におけるこれらの要素は極めて広範な射程を有する。この制度は、全ての私法上の権限の行使に関する一般法の一部を成す。他人の財産の管理人だけが思慮分別・注意義務および忠実義務を負うのではなく、他の者に関する権限を授与された全ての者、または、ある責務もしくは職務を遂行する者も同様の義務を負う。権限の行使にあたり、全ての者はこれらの義務を尊重することが要請される。私法上の権限の行使に関する一般法（droit commun）を法人、とりわけ経済領域で活動する法人に適用することは、その統治の在り方を刷新する可能性を秘めている[25)]。この法人という不可解な存在については、さらに探求されなければならない。

---

24）管理に関する制裁の全体像については、Cantin Cumyn, *op. cit., supra* note 3, n$^{os}$ 327-361を参照。

25）この問題については、Cantin Cumyn, « Le pouvoir juridique », *loc. cit., supra* note 7, pp.233-236を参照。

【訳者注】

ケベック民法典の特徴および制定の経緯に関する邦語文献としては次のものが参考となる。大島俊之「ケベック民法典略史」神戸学院法学34巻２号469頁以下（2004）、金山直樹「民法改正の動向（2）フランス・ケベック」内田貴＝大村敦志編『民法の争点（ジュリスト増刊）』33頁以下（有斐閣、2007）、加藤雅之「ケベック法―現代的改正の先駆けが維持する伝統」金山直樹編『消滅時効法の現状と改正提言〔別冊NBL122〕』150頁以下（商事法務、2008）、能見善久「ケベック新民法典と信託―コモンローとの交錯」北村一郎編『フランス民法典の200年』90頁以下（有斐閣、2006）、ジャン・ルイ・ボードワン（平野裕之訳）「経済の発展と法典（民法典）の編纂―ケベック民法典における契約の新たな道徳からの教訓」慶應法学13号143頁以下（2009）、ジャンドロー・イゾルド（土井輝生訳）「ケベック民法典研究の手引き」比較法学29巻２号111頁以下（1996）など。なお、本文中〔 〕内は翻訳者が付したものである。

【後記】

本講演の翻訳にあたっては、金山直樹教授および片山直也教授に有益な指摘をいただいた。ここに感謝を申し上げたい。なお、講演当日には、金山直樹教授の同時通訳により活発な質疑応答がなされた。後日、マドレーヌ・カンタン・キュマン名誉教授からは私信において、本講演に参加いただき、有益な質問をして下さった皆様に感謝を申し上げる旨の言葉をいただいたことを附記しておきたい。

## ――参考資料　ケベック民法典関係条文の試訳――

（＊以下に掲記する関係条文の試訳は本講演に際して、参考資料として配布されたものを基としている。条文の訳出にあたっては、大島俊之「ケベック民法典（翻訳）Ⅰ−１、２、３、４、Ⅱ−１、２、Ⅲ−１、２、Ⅳ−１」九州国際大学法学論集14巻２号（2007）３号（2008）、15巻１号２号（2008）３号（2009）、16巻１号（2009）２号３号（2010）、17巻１号（2010）、同「ケベックの信託法改正草案」大阪府立大学経済研究32巻４号125頁（1987）、そして能見善久「ケベック新民法典と信託―コモンローとの交錯」北村一郎編『フランス民法典の200年』90頁以下（有斐閣、2006）の内容が参考となった。なお、大島俊之教授によるケベック民法典の翻訳は、現在、1118条（第４編第３章第４節第２款「地上権の消滅」）まで進行している（大島俊之「ケベック民法典（翻訳）Ⅳ−１」九州国際大学論集17号１号（2010））。）

### 第４編　財産

#### 第７章　他人の財産の管理

第１節　総則

【1299条】自分のものではない財産（bien）または資産（patrimoine）を管理する任にあたる

者は全て他人の財産の管理人（administrateur du bien d'autrui）の任を引き受ける。この章の規定は全ての管理について適用される。ただし、法律、設定行為、その他の状況により他の管理に関する規定が適用される場合は、この限りではない。

【1300条】管理人は、設定行為、慣習もしくは法律により定められる報酬、または提供された役務の価値に応じて定められる報酬が与えられる。ただし、法律、設定行為、または状況により、管理が無償とされる場合はこの限りではない。

②権限または承認なく行動したものにはいかなる報酬も与えられない。

第２節　管理の方式

第１款　他人の財産の単純管理

【1301条】通常管理の任にあたる者は、財産の保存にとって必要な、または当該財産に通常指定される使用を維持するために必要な全ての行為を行わなければならない。

【1302条】通常管理の任にあたる管理人は、管理する財産の果実および収益を収取し、財産に付属する権限を行使する義務を負う。

②通常管理の任にあたる管理人は、管理する債権の弁済を受け、当該債権について有効に弁済証書を与えることができる。また、通常管理の任にあたる管理人は、議決権、転換権、買戻権など、管理する有価証券に付属する権利を行使することができる。

【1303条】管理人は、その用途を変更することなく果実および収益を生ずる財産について、利用または開発（exploitation）を継続しなければならない。ただし、受益者または裁判所が変更を許可したときはこの限りではない。

【1304条】管理人は、この章の確実と推定される投資（placements présumés sûrs）に関する規定に従い、管理する金銭を投資する義務を負う。

②管理人は、その職務が開始する前に行われた、または自ら行った投資を変更することができる。

【1305条】管理人は、受益者の許可により、受益者が許可することができない場合は、裁判所の許可により、財産を無償で譲渡する、または債務の弁済、当該財産が通常充てられる使用の維持、財産の価値の保全に必要な場合には、抵当権を設定することができる。

②しかしながら、管理人は、単独で、急速に価値が低下（déprécier）しやすい、または損耗（dépérir）しやすい財産を譲渡することができる。

第２款　他人の財産の完全管理

【1306条】受益者の利益または信託の目的の遂行のために必要な場合には、完全管理の任にあたる者は、財産を維持し、その利益を生ぜしめ（fructifier）、資産を増加させ（accroître）、充当目的（affectation）を実行しなくてはならない。

【1307条】管理人は、債務を履行するために、有償で財産を譲渡し、財産に物権を設定し（grever d'un droit réel）、その用途を変更し、あらゆる形式の投資を含むその他の必要な、または有用な行為を行うことができる。

第３節　管理の規定

第１款　受益者に対する管理者の義務

【1308条】他人の財産の管理人は、その職務の遂行にあたり、法律または設定行為が課す義務を遵守しなくてはならない。他人の財産の管理人は授与された権限の範囲内で行動しなくてはならない。

②他人の財産の管理人は、不可抗力、その朽廃（vétusté）、損耗（dépérissement）、または財産の通常の使用および許可された使用によって生じた滅失（perte）について責任を負わない。

【1309条】管理人は思慮分別（prudence）および注意（diligence）をもって行為しなくてはならない。

②また、受益者または追求される目的にとって最も利益となるべく、誠実かつ忠実に行動しなくてはならない。

【1310条】管理人は自己または第三者の利益のために権限（pouvoirs）を行使することはできない。管理人は自己の利益と管理人としての義務とが相反する地位に就いてはならない。

②管理人自身が受益者である場合においては、他の受益者と同様に自己の利益を考慮しつつ、管理人は共通の利益のために権限を行使しなくてはならない。

【1311条】管理人は、遅滞なく、事業において有する自己を利益相反に置きうる全ての利益について、または受益者に主張できる、もしくは管理する財産について有する権利について、その性質および価値を示し、受益者に通知しなくてはならない。権利の性質および価値を示しつつ、受益者に通知しなくてはならない。管理人は管理をもたらす行為から生じる利益または権利について通知する義務を負わない。

②法律によって指定された者または機関の監督に服する信託財産（biens d'une fiducie）について有する全ての権利または利益は、指定された者または機関に通知なされなければならない。

【1312条】管理人は、その管理の継続中に、管理する財産に影響を及ぼす契約の当事者となる、または相続とは異なる方法によって当該財産について、もしくは受益者に対していかなる権利も取得することはできない。

②ただし、管理人は、受益者の許可を得て、または受益者が許可することができない、もしくは受益者が存しない場合には、裁判所の許可を得て、前項に規定する契約の当事者となり、または権利を取得することができる。

【1313条】管理人は管理する財産と自己の財産を混同してはならない。

【1314条】管理人は、管理する財産、または管理を理由として取得した情報を自己の利益のために利用してはならない。ただし、受益者の同意がある場合、または法律もしくは管理を設定する行為による場合はこの限りではない。

【1316条】管理の性質が許さない限り、管理人は自己に託された財産を無償で処分してはならない。ただし、価値の僅少な財産が受益者または追求される目的のために処分された場合は無償で処分することができる。

②管理人は、相当な対価なく、受益者に帰属する、または管理する資産（patrimoine）を構成する権利を放棄してはならない。

【1317条】同時または順次に、管理につき複数の受益者が存する場合、管理人は、これらの者のために、それぞれの個々の権利を考慮して、公平に行動しなくてはならない。

【1318条】裁判所は、管理人の責任の範囲を評価し、生じた損害を定めるにあたり、管理を引き受けた状況、管理人が無償で行為した、または管理人が未成年もしくは被保護成年であるという事実を考慮し、これら責任および損害を減ずることができる。

第6款　利潤および費用の配分

【1345条】果実および収益の受益者と、資本の受益者との間における、利潤（bénéfices）および費用（dépenses）の配分（répartition）は設定行為の条項および設定行為によって明示された意思によってなされる。

②設定行為において十分な指定が存しない場合、管理の目的、管理をもたらした状況、そして一般に認められている慣行を考慮に入れつつ、当該配分は可能な限り公平になされる。

第7款　年次計算報告

【1351条】管理人は少なくとも年に一回、受益者に管理（gestion）について簡潔に計算報告を行う。

【1352条】計算報告は、その正確性を検証できる程度に十分に詳細でなければならない。

②全て利害関係を有する者は、計算報告について、裁判所に専門家による検証を命じることを請求することができる。

第4節　管理の終了

第1款　管理の終了の事由

【1363条】管理の終了に際し、管理人は、受益者に、場合によっては、その者と交代する管理人または共同管理人に最終の計算報告を行わなければならない。複数の管理人が存在し、その職務が同時に終了した場合には、単一かつ同一の計算報告をしなくてはならない。ただし、これらの者の職務が分割されていた場合はこの限りではない。

②計算報告はその正確性を検査することが可能となるよう十分に詳細でなければならない。管理と関連がある会計帳簿およびその他証明書類は利害関係を有する者によって検証されることができる。

③受益者の計算報告の承認によって計算は結了する。

## 第5編　債務

### 第1章　債務一般

第3節　民事責任

第1款　責任の要件

第1目　総則

【1457条】全ての者は、他人に損害を与えないよう、状況、慣習、法律に基づきその者に課される行為規範を遵守すべき義務を負う。

②事理弁識を有しながら、この義務に反した場合において、その者はそのフォートによっ

て他の者に与えたいかなる損害についても責任を負い、それが身体的であれ、精神的であれ、物質的であれ、いかなる性質の損害についても賠償する義務を負う。

③その者は、一定の場合においては、他の者の行為もしくはフォートによって生じた損害、またはその者が設置管理する財産の所為によって生じた損害の賠償についても責任を負う。

第９節　委任

第１款　委任の性質と範囲

【2130条】委任とは、ある者、つまり委任者が、ある者、つまり受任者に第三者に法律行為の遂行を代理する権限（pouvoir）を授与し、受任者が、承諾によって、権限の行使する義務を負う契約である。

②この権限は、場合によっては、権限を証明する文書もまた、委任状（procuration）とされる。

## 第６編　優先権および抵当権

### 第１章　債権者の共同担保

【2664条】債務者の財産は債務の履行にあたり、引き当てとなり、債権者の共同担保を構成する。